

令和4年度実施
大学機関別認証評価
評価報告書

福井大学

令和5年3月

独立行政法人大学改革支援・学位授与機構

目次

独立行政法人大学改革支援・学位授与機構が実施した大学機関別認証評価について	i
I 認証評価結果	1
II 基準ごとの評価	2
領域1 教育研究上の基本組織に関する基準	2
領域2 内部質保証に関する基準	5
領域3 財務運営、管理運営及び情報の公表に関する基準	8
領域4 施設及び設備並びに学生支援に関する基準	11
領域5 学生の受入に関する基準	13
領域6 教育課程と学習成果に関する基準	15
付録1 認証評価共通基礎データ及び別紙一覧	
付録2 根拠資料一覧	
付録3 新型コロナウイルス感染拡大の状況における大学の対応について	
自己評価書	

1. 令和4年度に機構が実施した大学機関別認証評価について

1 評価の目的

独立行政法人大学改革支援・学位授与機構（以下「機構」という。）が、大学からの求めに応じて実施する、大学の教育研究活動等の総合的な状況に関する評価（以下「大学機関別認証評価」という。）の目的は以下のとおりです。

- ・ 大学の教育研究活動等の質を保証すること。
- ・ 大学それぞれの目的を踏まえて教育研究活動等の質の向上及び改善を促進し、個性を伸長すること。
- ・ 大学の教育研究活動等の状況について、社会の理解と支持が得られるよう支援すること。

2 評価の実施体制

評価を実施するにあたっては、国・公・私立大学の関係者及び社会、経済、文化等各方面の有識者からなる大学機関別認証評価委員会（以下「評価委員会」という。）の下に、個別の大学の評価を実施するために、評価対象大学の状況に応じた評価部会等を編成し、評価を実施しました。

評価部会等には、対象大学の組織形態、教育研究内容等の状況に応じた各分野の専門家及び有識者を評価担当者として配置しました。

3 評価プロセスの概要

※ 評価は、おおむね以下のようなプロセスにより実施しました。

※ 令和4年度における実地調査（訪問調査）は、教育現場の視察及び学習環境の状況の現地調査と、大学関係者（責任者）等との面談のオンライン調査を併せて実施し、評価委員会において、従前に実施してきた実地調査と同等の調査であることを確認しました。

（1）大学における自己評価

各大学は、「自己評価実施要項」に従って、自己評価を実施し、自己評価書を作成しました。

（2）機構における評価

① 大学評価基準に定められた基準ごとに、自己評価書の内容の分析及び必要な事項の確認（書面調査）並びに訪問による実地調査（訪問調査）を踏まえ、その基準を満たしているか否かの判断を行うとともに、その理由を明示しました。

② 教育課程と学習成果に関する基準については、各教育課程の状況を踏まえて各学部・研究科等としての教育研究活動等の状況について分析し、それぞれの基準を満たしているか否かを判断しました。

③ 「改善を要する点」が認められた基準については満たしていないものと判断しました。

④ すべての基準を満たしている場合、大学評価基準に適合していると判断しました。満たしていない基準があった場合、すべての基準に係る状況を総合的に勘案して、大学として相応しい教育研究活動等の質を確保している状況が確認できた場合には大学評価基準に

適合していると判断しました。

- ⑤ 評価結果においては、大学評価基準に適合しているか否かの判断に併せて、「優れた点」を明示し、「改善を要する点」を指摘しました。重点評価項目として位置づける内部質保証が優れて機能していると判断した場合には特に高く評価しました。

4 評価方法

評価は、書面調査及び訪問調査により実施しました。書面調査は、「評価実施手引書」に基づき、各大学が作成した自己評価書（根拠として提出された資料・データ等を含む。）の分析、及び機構が独自に調査・収集した資料・データ等に基づいて実施しました。訪問調査は、「訪問調査実施要項」に基づき、書面調査では確認できなかった事項等を中心に調査を実施しました。

5 評価のスケジュール

- (1) 機構は、令和3年6月に、国・公・私立大学の関係者に対し、大学機関別認証評価の仕組み、方法等について音声解説付き資料を用いて説明会を実施するとともに、自己評価担当者等に対し、自己評価書の記載等について同様の方法により研修会を実施しました。

また、令和3年9月までに申請した大学の求めに応じて、各大学の状況に即した自己評価書の作成に関する研修を実施しました。

- (2) 機構は、令和3年7月から9月にかけて申請を受け付け、最終的に以下の16大学の評価を実施しました。

○ 国立大学（9大学）

北海道教育大学、宇都宮大学、群馬大学、東京大学、福井大学、滋賀医科大学、島根大学、山口大学、香川大学

○ 公立大学（5大学）

秋田県立大学、東京都立大学、大阪府立大学、九州歯科大学、福岡女子大学

○ 私立大学（2大学）

日本社会事業大学、光産業創成大学院大学

- (3) 機構は、令和4年6月に、評価担当者が共通理解の下で公正、適切かつ円滑にその職務が遂行できるよう、大学評価の目的、内容及び方法等について評価担当者に対する研修を実施しました。

- (4) 機構は、令和4年6月末までに、対象大学から自己評価書の提出を受けました。

※ 自己評価書提出後の対象大学の評価は、次のとおり実施しました。

令和4年	
7月	書面調査の実施
8月	評価部会の開催（書面調査による分析結果の整理、訪問調査での確認事項及び訪問調査での役割分担の決定）
10月～11月	訪問調査の実施（書面調査では確認できなかった事項等を中心に対象大学の状況を調査）
令和5年	
1月	評価部会の開催（評価結果（原案）の作成）

(5) 機構は、これらの調査結果を踏まえ、令和5年1月に評価委員会で評価結果（案）を決定しました。

(6) 機構は、対象大学に対して評価結果（案）に対する意見の申立ての機会を設け、令和5年3月の評価委員会での審議を経て最終的な評価結果を確定しました。

6 評価結果

令和4年度に認証評価を実施した16大学のすべてが、機構の定める大学評価基準に適合しているとの評価結果となりました。

7 評価結果の公表

評価結果は、対象大学及びその設置者に提供するとともに、文部科学大臣に報告します。また、対象大学ごとに「令和4年度実施大学機関別認証評価 評価報告書」として、ウェブサイト (<https://www.niad.ac.jp/>) への掲載等により、広く社会に公表します。

8 大学機関別認証評価委員会委員及び専門委員（令和5年3月現在）

(1) 大学機関別認証評価委員会

アリソン・ビール	オックスフォード大学日本事務所代表
及川良一	大学入試センター参与
片峰茂	長崎市立病院機構理事長
片山英治	野村證券株式会社金融公共公益法人部主任研究員
川嶋太津夫	大阪大学スチューデント・ライフサイクルサポートセンター 特任教授（常勤）・センター長
後藤ひとみ	北海道教育大学理事
近藤倫明	北九州市立大学特任教授
清水一彦	山梨大学理事・副学長
鈴木志津枝	兵庫医科大学教授
高島忠義	愛知県立大学名誉教授
高田邦昭	群馬県公立大学法人理事長
高橋裕子	津田塾大学長
土屋俊	大学改革支援・学位授与機構研究開発部長
戸田山和久	名古屋大学教授
中根正義	芝浦工業大学柏中学高等学校長
根本武	アクセンチュア株式会社 ビジネス コンサルティング本部 マネジング・ディレクター
○ 日比谷潤子	聖心女子学院常務理事
前田早苗	千葉大学名誉教授
松本美奈	Qラボ代表理事、ジャーナリスト、上智大学特任教授
光田好孝	大学改革支援・学位授与機構教授

山内	進	一橋大学名誉教授
山口	宏樹	大学入試センター理事長
山本	健慈	国立大学協会参与
吉田	文	早稲田大学教授
◎山極	壽一	人間文化研究機構総合地球環境学研究所長

※ ◎は委員長、○は副委員長

(2) 大学機関別認証評価委員会運営小委員会

高田	邦昭	群馬県公立大学法人理事長
片峰	茂	長崎市立病院機構理事長
高島	忠義	愛知県立大学名誉教授
山本	健慈	国立大学協会参与
川嶋	太津夫	大阪大学スチューデント・ライフサイクルサポートセンター 特任教授(常勤)・センター長
◎土屋	俊	大学改革支援・学位授与機構研究開発部長
光田	好孝	大学改革支援・学位授与機構教授
戸田山	和久	名古屋大学教授

※ ◎は主査

(3) 大学機関別認証評価委員会評価部会

(第1部会)

アリソン・ビール		オックスフォード大学日本事務所代表
阿波賀	邦夫	名古屋大学教授
片山	英治	野村證券株式会社金融公共公益法人部主任研究員
後藤	ひとみ	北海道教育大学理事
近藤	倫明	北九州市立大学特任教授
下田	憲雄	大分大学学長特命補佐
白石	小百合	横浜市立大学教授
◎高田	邦昭	群馬県公立大学法人理事長
竹内	啓博	公認会計士、税理士
土川	覚	名古屋大学教授
土屋	俊	大学改革支援・学位授与機構研究開発部長
寺澤	良雄	公認会計士
徳久	剛史	介護老人保健施設純恵の郷・施設長
戸田山	和久	名古屋大学教授
奈良間	美保	京都橘大学教授
原田	信志	熊本大学名誉教授
光田	好孝	大学改革支援・学位授与機構教授
三矢	麻理子	公認会計士
湯川	嘉津美	上智大学教授
横田	光広	宮崎大学教授

横山知行 新潟大学教授

(第2部会)

◎片峰茂 長崎市立病院機構理事長
片山英治 野村證券株式会社金融公共公益法人部主任研究員
清水美憲 筑波大学教授
竹内啓博 公認会計士、税理士
棚橋健治 広島大学副学長
谷口功 国立高等専門学校機構理事長
土屋俊 大学改革支援・学位授与機構研究開発部長
寺澤良雄 公認会計士
戸田山和久 名古屋大学教授
奈良間美保 京都橘大学教授
深見公雄 放送大学高知学習センター所長
松原仁 東京大学教授
三浦浩喜 福島大学長
光田好孝 大学改革支援・学位授与機構教授
三矢麻理子 公認会計士
山下一夫 鳴門教育大学参与
横矢直和 奈良先端科学技術大学院大学名誉教授

(第3部会)

石田朋靖 高崎健康福祉大学長
大谷順 熊本大学理事・副学長
小川宣子 中部大学客員教授
片山英治 野村證券株式会社金融公共公益法人部主任研究員
加藤映子 大阪女学院大学長
齋藤一弥 筑波大学教授
佐藤信行 中央大学教授
佐藤之彦 千葉大学教授
◎高島忠義 愛知県立大学名誉教授
竹内啓博 公認会計士、税理士
土屋俊 大学改革支援・学位授与機構研究開発部長
寺澤良雄 公認会計士
戸田山和久 名古屋大学教授
西村伸一 岡山大学教授
藤田佐和 高知県立大学教授
光田好孝 大学改革支援・学位授与機構教授
三矢麻理子 公認会計士
山内進 一橋大学名誉教授
山岡洋 桜美林大学教授

山 中 正 紀 北海道千歳リハビリテーション大学教授
 吉 井 昌 彦 神戸大学教授
 米 村 千 代 千葉大学教授

(第4部会)

位 田 隆 一 国立大学協会専務理事
 尾 家 祐 二 九州工業大学名誉教授
 片 山 英 治 野村證券株式会社金融公共公益法人部主任研究員
 塩 田 浩 平 京都大学名誉教授、滋賀医科大学名誉教授
 高 野 和 良 九州大学教授
 竹 内 啓 博 公認会計士、税理士
 田 邊 政 裕 千葉大学名誉教授
 土 屋 俊 大学改革支援・学位授与機構研究開発部長
 寺 澤 良 雄 公認会計士
 戸田山 和 久 名古屋大学教授
 前 田 健 康 新潟大学教授
 光 田 好 孝 大学改革支援・学位授与機構教授
 三 矢 麻理子 公認会計士
 ◎ 山 本 健 慈 国立大学協会参与

※ ◎は部会長

(4) 大学機関別認証評価委員会内部質保証専門部会

浅 野 茂 山形大学教授
 ◎ 川 嶋 太津夫 大阪大学スチューデント・ライフサイクルサポートセンター
 特任教授(常勤)・センター長
 小 湊 卓 夫 九州大学准教授
 洪 井 進 大学改革支援・学位授与機構教授
 寫 田 敏 行 茨城大学教授
 末 次 剛健志 有明工業高等専門学校総務課長
 高 橋 哲 也 大阪公立大学副学長
 土 屋 俊 大学改革支援・学位授与機構研究開発部長
 戸田山 和 久 名古屋大学教授
 ○ 新 田 早 苗 琉球大学後援財団常務理事
 林 隆 之 政策研究大学院大学教授
 前 田 早 苗 千葉大学名誉教授
 光 田 好 孝 大学改革支援・学位授与機構教授
 毛 内 嘉 威 秋田公立美術大学理事・副学長
 森 利 枝 大学改革支援・学位授与機構教授

※ ◎は部会長、○は副部会長

2. 評価結果について

「Ⅰ 認証評価結果」

「Ⅰ 認証評価結果」では、評価対象大学の教育研究等の総合的な状況が機構の定める大学評価基準に適合しているか否かを判断し、その旨及び判断の理由を記述しています。加えて、重点評価項目として位置付ける基準2-3において、内部質保証が優れて機能していると判断した場合には、その旨及び判断の理由として、「内部質保証が優れて機能している点」を記述しています。

大学評価基準の判断については、基準1-1から基準6-8の27基準すべてを満たしている場合には、大学評価基準に適合しているとし、27基準のうち、満たしていないものがあつた場合には、すべての基準に係る状況を総合的に勘案して、大学として相応しい教育研究活動等の質を確保している状況を確認の上、満たしているか否かの判断をし、その旨及び「改善を要する点」を記述しています。

ただし、重点評価項目として位置付ける基準2-1又は基準2-2を満たしていない場合には、大学評価基準に適合していないと判断し、その旨及び「改善を要する点」を記述しています。

また、上記結果と併せて、対象大学の目的に照らして、「優れた点」についても、記述していません。

「Ⅱ 基準ごとの評価」

「Ⅱ 基準ごとの評価」では、基準1-1から基準6-8において、当該基準を満たしているか否かの「評価結果」、「評価結果の根拠・理由」を記述しています。なお、当該基準を満たしていない場合には、「改善を要する点」を記述しています。

「Ⅲ 意見の申立て及びその対応」

「Ⅲ 意見の申立て及びその対応」では、評価結果の確定前に対象大学に通知した評価結果（案）に対しての意見の申立ての内容を転載するとともに、その対応を記述しています。なお、意見の申立てがない場合には、記載はありません。

※ 対象大学ごとの評価結果における用字用語の選択は、社会からの理解と支持が得られるよう支援する観点から、機構による評価結果における一貫性を重視して行っているため、大学固有の表現と一致しない場合があります。

I 認証評価結果

福井大学の教育研究等の総合的な状況は、大学改革支援・学位授与機構が定める大学評価基準に適合しており、内部質保証が優れて機能している。

【判断の理由】

大学評価基準を構成する 27 の基準をすべて満たしている。

内部質保証が優れて機能している点として、次のことが挙げられる。

- 教育内部質保証委員会が中心となって、教育改善への学生の参画を部局レベルで推進し、令和 2 年度末には全学として「学生・教職員協働教育改善小委員会」を設け、プログラム評価委員会及びカリキュラム委員会に学生代表が正式なメンバーとなることを制度化している。さらに、学習成果（ラーニング・アウトカムズ）を明確化することによってルーブリック評価の適切性を担保することなどが実現している。このような制度及び取組は、国際アドバイザーによる定期的な外部評価の中で、国際的にみて先進的な質保証のレベルに達しているという評価を受けている。

また、優れた点として、次のことが挙げられる。

- 福井市教育委員会と連携したプログラミング教育において、福井市内の全小学校 50 校へ学生を派遣するなど、教育実習の事前事後学習として「学校体験学習」を平成 30 年度から実施しており、令和 2 年度の学校体験学習参加学生へのアンケートにおいては「教師の役割について多角的に学ぶことができたか」という問いに対する肯定的回答は 89%である。（基準 6－3）
- 附属義務教育学校内に福井大学・奈良女子大学・岐阜聖徳学園大学連合教職開発研究科の二の宮キャンパスを開設し、同研究科教員の協働研究室及び会議室が設置され、修学環境が向上しているほか、国際教職開発センターと独立行政法人教職員支援機構の地域センターが設置され、地域・国際の教師教育の拠点としての役割を果たしている。（基準 6－5）

（第三者による評価結果の活用について）

基準 6－1 から 6－8 までの各基準に係る教育課程と学習成果の状況を分析するにあたり、福井大学・奈良女子大学・岐阜聖徳学園大学連合教職開発研究科について、直近の分野別認証評価の結果をもって、各基準に係る自己評価に代えている。また、共通教育部、工学研究科及び国際地域マネジメント研究科を除く各学部・研究科について、国立大学法人等の第 3 期中期目標期間における教育研究の状況の評価（4 年目終了時）の結果をもって各基準の自己評価に代えている。これらの評価結果について、認証評価委員会は、信頼できる第三者評価機関が領域 6 の各基準の内容を含めて評価したものであると認めている。

（新型コロナウイルス感染拡大の状況における大学の対応について）

令和 4 年度においては、新型コロナウイルス感染症の影響により、学年当初から通常とは異なる状況の中での教育活動が必要となったと推察される。大学に対してその状況について報告を求めたところ、付録 3 のとおり取り組んでいることを認めた。

II 基準ごとの評価

領域1 教育研究上の基本組織に関する基準

基準1-1 教育研究上の基本組織が、大学等の目的に照らして適切に構成されていること

【評価結果】 基準1-1を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

大学及びそれぞれの組織の目的を達成するために、以下の4学部及び4研究科を置いている。

[学士課程]

- ・教育学部（1課程：学校教育課程）
- ・医学部（2学科：医学科、看護学科）
- ・工学部（5学科：機械・システム工学科、電気電子情報工学科、建築・都市環境工学科、物質・生命化学科、応用物理学科）
- ・国際地域学部（1学科：国際地域学科）

[大学院課程]

- ・医学系研究科（修士課程1専攻：看護学専攻、博士課程1専攻：統合先進医学専攻）
- ・工学研究科（博士前期課程3専攻：産業創成工学専攻、安全社会基盤工学専攻、知識社会基礎工学専攻、博士後期課程1専攻：総合創成工学専攻）

[専門職学位課程]

- ・福井大学・奈良女子大学・岐阜聖徳学園大学連合教職開発研究科（1専攻：教職開発専攻）
- ・国際地域マネジメント研究科（1専攻：国際地域マネジメント専攻）

平成28年度に、地域の創生を担い、グローバル化する社会の発展に寄与できる人材を育成するために、国際地域学部を設置している。

平成28年度に、ミッション再定義も踏まえて、地域科学課程を廃止するとともに、学部を教員養成に特化し、学部の理念・目的をより明確にした。引き続き、教育に携わる高度専門職業人として活躍できる実践型教員育成を行うため、「教育地域科学部」を「教育学部」に名称変更している。

平成28年度に、ミッション再定義を踏まえ、高度情報化やグローバル化、社会システムの変革が進行する中で、安全・安心な社会を実現するための学びを深める「モノづくり、コトづくり、ヒトづくり」をコンセプトに、工学部を従来の8学科から5学科に再編している。

平成30年度に、学部卒業者を対象として、高い教科指導力だけでなく、より実践的な指導力・展開力を備え、新しい学校づくりの有力な一員となり得る新人教員の養成を行うとともに、現職教員を対象として、地域や学校における指導的役割を果たし得る教員等として確かな指導理論と優れた実践力・応用力・学校改革マネジメント力を備えたスクールリーダー及び中堅教員を養成するために、連合教職大学院を設置している。

令和2年度に、グローバル化の進展に関連して、地方の企業や自治体が抱える諸課題の解決に挑戦する優れたマネジメント・リーダーの育成を基本とし、そのために国際的な視野と専門知識、事業の企画・運営に必要な実践力、及び語学力・交渉力を備えた人材を育成するために、国際地域マネジメント研究科を設置している。

令和2年度に、ものづくりを支える繊維、バイオ、化学、機械関連の工業技術と技術経営を融合し、繊維、眼鏡、炭素繊維複合材料といった地域の特色ある産業から自動車や航空機、医工学機器等の各種産業の活発的な発展に資する研究開発とその教育を行い、繊維・機能性材料の開発、ライフサイエンスの発展、ニーズに応えるものづくりや技術経営に根差した「ことづくり」を担う人材を養成するために、工学研究科（博士前期課程）を改組している。

基準1-2 教育研究活動等の展開に必要な教員が適切に配置されていること

【評価結果】 基準1-2を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

教員数は、認証評価共通基礎データ様式1のとおり、大学設置基準等各設置基準に定められた必要教員数以上が配置されている。

教員の年齢及び性別の構成は、別紙様式1-2-2のとおり、著しく偏っていない。なお、一部の学部・研究科等において女性教員の比率が低い状態にある。

基準1-3 教育研究活動等を展開する上で、必要な運営体制が適切に整備され機能していること

【評価結果】 基準1-3を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

教員は、学術研究院教育・人文社会系部門、医学系部門、工学系部門、先進部門、基盤部門のいずれかに所属し、専門性に応じて学士課程、大学院課程、専門職学位課程の教育に従事している。

教育研究に係る責任者として、各学部には学部長、各研究科については研究科長、共通教育部については共通教育部長を置いている。

教育活動に係る事項を審議する組織として、各学部、医学系研究科及び工学研究科に教授会、福井大学・奈良女子大学・岐阜聖徳学園大学連合教職開発研究科及び国際地域マネジメント研究科に研究科委員会を置いている。また、医学部各学科に学科会議、医学系研究科に博士課程委員会及び修士課程委員会を置き、工学部及び工学研究科では工学部及び大学院工学研究科代議員会、大学院工学研究科博士後期課程代議員会及び大学院工学研究科博士後期課程委員会を置いているほか、学術研究院各部門に部門会議を置いている。

各学部の教授会は、教授会の置かれる組織の長及び教授（国立大学法人福井大学職員人事規程（平成16年福大規程第5号）の別表に掲げる教授に限る。）から構成され、学校教育法第93条に規定される事項等を審議している。

各研究科の教授会は、研究科長及び研究科担当教授から構成され、学校教育法第93条に規定される事項等を審議している。

各研究科委員会は、研究科長、研究科の専任教員及び担当教員から構成され、学長が学校教育法第93条に規定される事項等について決定を行うにあたり意見を述べる。

医学部医学科会議は医学部長、医学部附属病院長、医学科長、医学領域に所属する教授、先進部

門に所属する教授（ただし、高エネルギー医学研究センターの専任教授及び子どものこころの発達研究センターの専任教授に限る。）、医学部看護学科会議は医学部長、看護学科長、看護学領域に所属する教授から構成され、各学科会議は教授会から付託された事項、その他当該学科の運営に関し必要な事項を協議している。

医学系研究科修士課程委員会は医学系研究科修士課程担当の教授、医学系研究科博士課程委員会は医学系研究科博士課程担当の教授から構成され、各課程委員会は教授会から付託された事項、その他該当課程の運営に関し必要な事項を審議している。

工学部及び工学研究科代議員会は工学研究科長及び大学院工学研究科博士前期課程各コースのコース長、工学研究科博士後期課程代議員会は大学院工学研究科博士後期課程専攻長及び各分野の分野主任、工学研究科博士後期課程委員会は工学研究科長及び大学院工学研究科の研究科担当の教授から構成され、それぞれ教授会から付託された事項について審議している。

学術研究院の各部門会議は、部門会議の置かれる組織の長及び教授から構成され、学長が教授会規則第4条第1項第6号（教育に関する事項を除く。）及び第7号に掲げる事項について決定を行うにあたり意見を述べる。

各教授会等は、令和3年度には、別紙様式1-3-2のとおり開催されている。

教育研究評議会は、学長、学長が指名する理事、学長が指名する副学長、学部、研究科その他の教育研究上の重要な組織の長のうち教育研究評議会が定める者6人以内、教育研究評議会が定めるところにより学長が指名する職員13人以内から構成され、教育研究に関する重要事項を全学的見地から審議している。令和3年度には、別紙様式1-3-3のとおり開催されている。

教務学生委員会は、理事（教育、評価担当）、各学部選出の教員各2名、福井大学・奈良女子大学・岐阜聖徳学園大学連合教職開発研究科選出の教員1名、学務部長、教務課長、学生サービス課長、松岡キャンパス学務課長、その他委員会が必要と認めた者から構成され、学生の教学、学生生活及び就職等に関する事項、教育改革・改善に関する事項等を全学的な見地から審議する組織として設置されている。

総合戦略室会議は、学長、常務理事、事務局長、学長が指名する職員、その他学長が必要と認めた者から構成され、学長のリーダーシップによる戦略的な法人運営を促進するため、統轄的な観点から、教育研究活動を含め、法人の経営方針、経営戦略その他重要課題について企画立案及び総合調整を行うことを目的として設置されている。

領域2 内部質保証に関する基準

基準2-1 【重点評価項目】内部質保証に係る体制が明確に規定されていること

【評価結果】 基準2-1を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

機関別内部質保証体制は以下のように整備されている。

学長を統括責任者とし、理事（教育、評価担当）を自己点検・評価の責任者、理事（教育、評価担当）をそれぞれの領域における改善及び向上活動の責任者としている。この体制における中核的な審議機関は全学内部質保証委員会であり、その役割分担は内部質保証に関する基本方針及び内部質保証規程に明確に定めている。中核的な審議機関である全学内部質保証委員会は、内部質保証体制を機能させるために情報を共有する必要がある学長、理事（教育、評価担当）、理事（研究、産学・社会連携担当）、理事（企画戦略担当）、理事（総務・財務担当）、副学長、部門長、学部長、研究科長、各学部選出の評議員各1名、附属図書館長、医学部附属病院長、事務局長、経営企画部長、経営戦略課長その他委員会が必要と認めた者によって構成している。

それぞれの教育研究上の基本組織によって、すべての教育課程の質保証に責任をもつ体制を以下のように整備している。

教育学部、工学部、国際地域学部においては、学部長を責任者としてその質保証を行っている。

医学部医学科においては、医学科長を責任者としてその質保証を行っている。

医学部看護学科においては、看護学科長を責任者としてその質保証を行っている。

共通教育部においては、共通教育部長を責任者としてその質保証を行っている。

各研究科においては、研究科長を責任者としてその質保証を行っている。

施設設備に関する内部質保証体制は、以下のように整備している。

施設及び設備全般については、理事（総務・財務担当）を責任者として施設マネジメント委員会が、学習環境については、全学教育改革推進機構長を責任者として全学教育改革推進機構教育内部質保証委員会が、情報設備については、総合情報基盤センター長を責任者として総合情報基盤センター運営委員会が、附属図書館については、附属図書館長を責任者として附属図書館運営委員会が分担して質保証を行っている。その役割分担は、全学テーマ別自己点検・評価及び改善に関するガイドラインによって定めている。

学生支援に関する内部質保証体制は、以下のように整備している。

学生支援に関する重要事項については、全学教育改革推進機構長を責任者として全学教育改革推進機構教育内部質保証委員会が、学生の就職支援については、教務学生委員長を責任者として教務学生委員会が、留学生の支援については、国際センター長を責任者として国際センター運営委員会が、質保証を行っている。その他の学生支援については、保健管理センター所長を責任者として保健管理センター運営委員会が分担して質保証を行っている。その役割分担は、全学テーマ別自己点検・評価及び改善に関するガイドラインによって定めている。

学生受入に関する内部質保証体制は、以下のように整備している。

入学者選抜の在り方については、各学部・研究科長を責任者として各学部・研究科入試関係委員会が、入学者選抜方法等の策定、実施、検証については、各学部・研究科長を責任者として各学

部・研究科入試関係委員会が、質保証を行っている。その役割分担は、全学テーマ別自己点検・評価及び改善に関するガイドラインによって定めている。

基準 2-2 【重点評価項目】 内部質保証のための手順が明確に規定されていること

【評価結果】 基準 2-2 を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

学位授与方針が大学等の目的に則して定められていること、教育課程方針が大学等の目的及び学位授与方針と整合性をもって定められていること、学習成果の達成が授与する学位に相応しい水準になっていることを内部質保証体制において確認する手順は、学位授与方針等の確認等に関するガイドライン及び教育課程の自己点検・評価（モニタリング及びプログラム・レビュー）に関するガイドラインに定めている。

同様に、すべての教育課程ごとに、基準 6-3 から基準 6-8 に照らした判断を行うことを自己点検・評価実施要項、福井大学における教育の内部質保証に関する要項及び教育課程の自己点検・評価（モニタリング及びプログラム・レビュー）に関するガイドラインに定めている。

また、施設設備、学生支援、学生受入についても同様に、福井大学における教育の内部質保証に関する要項及び全学テーマ別自己点検・評価及び改善に関するガイドラインに定めている。

関係者（学生、卒業（修了）生等）からの意見聴取については、内部質保証に関する基本方針を踏まえ、福井大学における教育の内部質保証に関する要項を定め、定期的実施することとしている。

機関別内部質保証体制において共有、確認された自己点検・評価結果を踏まえた対応措置について検討、立案、提案する手順、承認された対応措置の計画を実施する手順及びその進捗を確認する手順は、内部質保証に関する基本方針を踏まえ、内部質保証規程、全学自己点検・評価の実施ガイドライン及び全学テーマ別自己点検・評価及び改善に関するガイドライン等に定めている。

基準 2-3 【重点評価項目】 内部質保証が有効に機能していること

【評価結果】 基準 2-3 を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

これまでの様々な評価結果に加えて、大学評価基準に則して自己点検・評価を行って課題点を抽出しており、自己点検・評価とそれに基づく改善及び向上の取組は別紙様式 2-3-1 のとおり実施され、その多くについて、対応済みあるいは対応中の状況にある。

教育内部質保証委員会が中心となって、教育改善への学生の参画を部局レベルで推進し、令和 2 年度末には全学として「学生・教職員協働教育改善小委員会」を設け、プログラム評価委員会及びカリキュラム委員会に学生代表が正式なメンバーとなることを制度化している。さらに、学習成果（ラーニング・アウトカムズ）を明確化することによってルーブリック評価の適切性を担保することなどが実現している。このような制度及び取組は、国際アドバイザーによる定期的な外部評価の中で、国際的にみて先進的な質保証のレベルに達しているという評価を受けている。

基準 2-4 教育研究上の基本組織の新設や変更等重要な見直しを行うにあたり、大学としての適切性等に関する検証が行われる仕組みを有していること

【評価結果】 基準 2-4 を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

学部又は研究科その他教育研究上の組織の新設・改廃等の重要な見直しは、内部質保証に関する基本方針を踏まえ、福井大学における教育の内部質保証に関する要項に基づき、教育内部質保証委員会において全学的な視点も含め見直しの適切性や必要性などを確認し学長に報告することとしており、学長は、当該報告に基づいて役員会等の議を経て当該組織に確認結果を通知すること等を通じて見直しを図ることとしている。

基準 2-5 組織的に、教員の質及び教育研究活動を支援又は補助する者の質を確保し、さらにその維持、向上を図っていること

【評価結果】 基準 2-5 を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

教員の採用及び昇格等にあたって、人事基本方針、職員人事規程、人事会議要項、大学教育職員の選考基準に関する細則、大学教育職員の採用及び昇格等に係る人事手続きに関する細則等を定め、書類選考、面接、模擬授業、プレゼンテーションを評価して、別紙様式 2-5-1 のとおり教員を採用・昇任させている。

教員評価規程、教員活動状況評価規程等を策定し、別紙様式 2-5-2 のとおり教員の教育活動、研究活動及びその他の活動に関する評価を継続的に実施している。

教員評価規程、教員活動状況評価規程、教員活動状況評価実施細則、「年俸制適用教員に係る業績評価等について」、職員年俸制給与規程等に基づき、評価の高い教員については人事評価に特別業績手当等として反映させ、評価の低い教員には面談を実施するなど、別紙様式 2-5-3 のとおり評価結果を教員の処遇等に反映している。

授業の内容及び方法の改善を図るため、別紙様式 2-5-4 のとおり、教育学部・研究科及び連合教職開発研究科教育内容・教材開発研究会、工学教育をともに考える学生と教員の意見交換会、FD・SDセミナー「基礎から学ばない動画制作講座」等を組織的に実施している。

教育活動を展開するため、別紙様式 2-5-5 のとおり教務関係や厚生補導等を担う職員、教育活動の支援や補助等を行う職員、図書館の業務に従事する職員、TA等教育補助者を適切に配置している。

教育支援者、教育補助者の質の維持・向上のため、別紙様式 2-5-6 のとおり、国立大学法人等技術職員合同研修、附属図書館職員研修会、漢籍担当職員講習会、ティーチング・アシスタント(TA)ガイダンス、スチューデント・アシスタント(SA)ガイダンス等を実施し、必要な質の維持、向上を図る取組を組織的に実施している。

領域3 財務運営、管理運営及び情報の公表に関する基準

基準3-1 財務運営が大学等の目的に照らして適切であること

【評価結果】 基準3-1を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

国立大学法人法等関係法令に基づき、財務諸表並びに事業報告書、決算報告書並びに監査報告書及び会計監査報告書を作成し、文部科学大臣に提出され、その承認を受けている。

また、別紙様式3-1-2のとおり、教育研究活動に必要な予算を配分し、経費を執行している。

基準3-2 管理運営のための体制が明確に規定され、機能していること

【評価結果】 基準3-2を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

管理運営のために、役員会、学長選考・監察会議、経営協議会、教育研究評議会、総合戦略室を設置している。

役員会は、学長、理事により構成され、中期目標について、法人が文部科学大臣に対し述べる意見に関する事項、国立大学法人法（平成15年法律第112号）により文部科学大臣の認可又は承認を受けなければならない事項、予算の作成及び執行並びに決算に関する事項、大学、学部、学科その他の重要な組織の設置又は廃止に関する事項、その他役員会が定める重要事項等を審議している。

学長選考・監察会議は、経営協議会規則（平成16年福大規則第5号）第2条第1項第4号に掲げる者の中から経営協議会において選出された者及び教育研究評議会規則（平成16年福大規則第6号）第2条第2号又は第4号に掲げる者の中から教育研究評議会において選出された者各5人により構成され、学長の選考及び任期に関する事項、学長の解任に関する事項、学長選考・監察会議の議事の手続その他学長選考に関し必要な事項、国立大学法人法（平成15年法律第112号）第10条第3項に規定する大学総括理事に関する事項を審議している。

経営協議会は、学長、学長が指名する理事4人以内、学長が指名する職員4人以内、法人の役員又は職員以外の者で大学に関し広くかつ高い識見を有するものうちから、教育研究評議会の意見を聴いて学長が任命するものにより構成され、経営に関する重要事項を審議している。

法令遵守に係る取組及び危機管理に係る取組については、別紙様式3-2-2のとおり、体制を整備している。

情報公開、個人情報保護、公益通報者保護、ハラスメント防止、安全保障輸出管理、生命倫理、動物実験、放射線障害の防止、特定病原体等の安全管理の法令遵守事項について規定し、責任・実施体制を整備している。情報公開は総務部総務課、個人情報保護は総務部総務課、公益通報者保護は総務部総務課、ハラスメント防止は人事労務課、安全保障輸出管理は研究推進課、生命倫理は松岡キャンパス研究推進課、動物実験は松岡キャンパス研究推進課、放射線障害の防止は研究推進課・松岡キャンパス研究推進課・敦賀キャンパス運営管理課、特定病原体等の安全管理は松岡キャンパス研究推進課が責任部署となっている。

危機管理として、防火・防災、情報セキュリティ、研究費等不正使用、研究活動に係る不正行為防止、学生危機対応について規定し、責任・実施体制を整備している。防火・防災は総務部総務課・敦賀キャンパス運営管理課・病院部総務課・経理課、情報セキュリティは情報企画課、研究費等不正使用、研究活動に係る不正行為防止は研究推進課、学生危機対応は総務部総務課・学生サービス課・松岡キャンパス学務課・敦賀キャンパス運営管理課が責任部署となっている。

基準 3-3 管理運営を円滑に行うための事務組織が、適切な規模と機能を有していること

【評価結果】 基準 3-3 を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

事務局組織規程に基づき、事務組織を設置している。

別紙様式 3-3-1 のとおり、常勤 271 人、非常勤 302 人を配置している。

基準 3-4 教員と事務職員等との役割分担が適切であり、これらの者の間の連携体制が確保され、能力を向上させる取組が実施されていること

【評価結果】 基準 3-4 を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

別紙様式 3-4-1 のとおり、教員及び事務職員等が全学運営委員会、全学内部質保証委員会、入学試験委員会、研究推進委員会等の構成員として協働して意思決定に参加している。

管理運営に従事する教職員の能力の質の向上に寄与するため、別紙様式 3-4-2 のとおり、全教職員対象情報セキュリティ研修 (2,600 人参加)、個人情報保護研修 (2,191 人参加)、リスクマネジメント研修 (2,171 人参加) 等を実施している。

基準 3-5 財務及び管理運営に関する内部統制及び監査の体制が機能していること

【評価結果】 基準 3-5 を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

国立大学法人法に基づき、監事 2 人 (常勤 1 人、非常勤 1 人) を置いている。監事は、監事監査規程に基づき、監査計画を作成の上、書面監査及び実地監査を実施し、学長に報告を行っている。

会計監査人による監査については、文部科学大臣が選任した会計監査人により実施している。

内部監査については、他の部門から独立した監査室が監査室規程に基づき、財産の保全及び経営効率の向上を図り業務監査及び会計監査を行っている。監査室長は、内部監査計画書を作成し、監査終了後は、内部監査結果に基づいて内部監査報告書を作成し、学長に報告している。

監事、会計監査人及び監査室は、学長・監事・監査室意見交換会及び役員 (学長、理事) との四者協議会を開催し、監査内容、結果等について意見交換を行い、情報共有や相互連携を図っている。

基準 3-6 大学の教育研究活動等に関する情報の公表が適切であること

【評価結果】 基準 3-6 を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

法令等が公表を求める事項を、別紙様式 3-6-1 のとおり公表している。

領域 4 施設及び設備並びに学生支援に関する基準

基準 4-1 教育研究組織及び教育課程に対応した施設及び設備が整備され、有効に活用されていること

【評価結果】 基準 4-1 を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

文京キャンパス（福井市文京）、松岡キャンパス（吉田郡永平寺町）、敦賀キャンパス（敦賀市鉄輪町）の3キャンパスを有し、その校地面積は計 146,096 m²、校舎等の施設面積は計 223,501 m²であり、大学設置基準に定められた必要校地・校舎面積以上が確保されている。

また、各キャンパス等での教育の実施状況については、別紙様式 4-1-1 のとおりであり、夜間の授業・研究指導を行う研究科では図書館や自習室の夜間・休日利用を可能とするなど、社会人学生への配慮を行っている。

複数のキャンパスで授業を実施する学部及び研究科においては、遠隔授業の実施や授業コンテンツのオンデマンド配信等、学生への配慮を行っている。

法令が定める附属施設については、別紙様式 4-1-2 のとおり、附属幼稚園、附属義務教育学校、附属特別支援学校、附属病院を設置している。

別紙様式 4-1-3 のとおり、施設・設備における安全性について、配慮している。文京キャンパス、二の宮キャンパス、八ツ島キャンパス、松岡キャンパス及び敦賀キャンパスの耐震化率は100%である。バリアフリー化については、学内バリアフリー計画に基づき徐々に整備を進めているなど、配慮している。安全防犯面については、防犯カメラの設置、外灯の設置等、配慮している。

I C T環境については、無線LANサービス等を整備し、活用している。

附属図書館については、総合図書館を文京キャンパス、医学図書館を松岡キャンパス内に設置しており、延面積 8,653 m²、閲覧座席数は 827 席である。原則として 9 時 00 分から 22 時 00 分まで開館している。令和 4 年 5 月 1 日現在の蔵書数は、図書 690,271 冊、学術雑誌 20,217 種、電子ジャーナル 25,652 種である。

自主的学習環境については、別紙様式 4-1-6 のとおり、総合図書館グループ学習室、学生交流センタープロジェクトラーニングスペース、第一端末室等が整備され、利用されている。

基準 4-2 学生に対して、生活や進路、課外活動、経済面での援助等に関する相談・助言、支援が行われていること

【評価結果】 基準 4-2 を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

学生の生活、健康、就職等進路に関する相談・助言体制として、学生総合相談室、健康相談室、保健管理センター等を設置し、別紙様式 4-2-1 のとおり対応している。各種ハラスメントに関しては、国立大学法人福井大学におけるハラスメントの防止等に関する規程等に基づき、ハラスメント相談員が相談窓口となり、ハラスメント防止対策委員会と連携し必要に応じて適切な調査を行

い、その結果に基づいて厳正に対処することで被害者の権利回復を行う措置を講じるほか、ハラスメント等に関する相談に対応している。

119 団体が課外活動を行っており、そのための施設として、別紙様式4-2-2のとおり、運動場、多目的ホール、課外活動共用棟等を整備し、運営資金援助、備品貸与等を行っている。

留学生への生活支援等は、国際課、国際センターを設置し、渡日オリエンテーションの実施、留学生チューターを配置するなど、別紙様式4-2-3のとおり体制を整備している。

障害のある学生への生活支援等は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律第9条第1項の規定に基づき対応要領を定め、別紙様式4-2-4のとおり、合理的配慮等の修学支援、機器貸し出し等の生活支援、障害者への適切な対応のための意識啓発等を行っている。

学生に対する経済面での援助は、別紙様式4-2-5のとおり、大学独自の奨学金制度、入学科及び授業料の免除、寄宿舍の整備等を行っている。

領域5 学生の受入に関する基準

基準5-1 学生受入方針が明確に定められていること

【評価結果】 基準5-1を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

学生受入方針については、すべての学部・研究科において「求める学生像」及び「入学者選抜の基本方針」の双方が明示されている。

基準5-2 学生の受入が適切に実施されていること

【評価結果】 基準5-2を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

学生受入方針に沿った学生を確保するために、別紙様式5-2-1のとおり入試を行っている。実施体制については、入学試験委員会、各学部・研究科入試関係委員会等を置いている。アドミッションセンターにおける入学者選抜に関する調査・研究、入試改革委員会による審議、各部局による全学テーマ別自己点検・評価等を行っており、具体的には、国際地域学部におけるAO入試による募集枠の拡大、高大接続型入試の実施等の改善を行った。

基準5-3 実入学者数が入学定員に対して適正な数となっていること

【評価結果】 基準5-3を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

平成30年度から令和4年度の5年間の入学定員に対する実入学者数の比率の平均は、次のとおりである。

[学士課程]

- ・教育学部：1.05倍
- ・医学部：1.02倍
- ・工学部：1.03倍
- ・国際地域学部：1.06倍

[博士前期課程]

- ・工学研究科：1.12倍（令和2年度改組）

[修士課程]

- ・医学系研究科：0.82倍

[博士後期課程]

- ・工学研究科：0.99倍

[博士課程]

- ・医学系研究科：0.86 倍

[専門職学位課程]

- ・福井大学・奈良女子大学・岐阜聖徳学園大学連合教職開発研究科：0.91 倍
- ・国際地域マネジメント研究科：1.00 倍（令和 2 年度設置）

工学研究科博士前期課程については令和 2 年度に改組されている。

国際地域マネジメント研究科については令和 2 年度に設置されている。

領域6 教育課程と学習成果に関する基準

基準6-1 学位授与方針が具体的かつ明確であること

【評価結果】 基準6-1を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

自己評価に代えた国立大学法人等の第3期中期目標期間における教育研究の状況の評価（4年目終了時）の学部・研究科等の教育に関する現況分析結果（以下「現況分析結果」という。）を含め、分析した結果、以下のとおりである。

すべての学部・研究科において、学位授与方針を、大学等の目的を踏まえて、具体的かつ明確に策定している。

基準6-2 教育課程方針が、学位授与方針と整合的であること

【評価結果】 基準6-2を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

自己評価に代えた現況分析結果を含め、分析した結果、以下のとおりである。

すべての学部・研究科において、教育課程方針に学生や授業科目を担当する教員が分かりやすいように、①教育課程の編成の方針、②教育課程における教育・学習方法に関する方針、③学習成果の評価の方針を明確かつ具体的に明示しており、教育課程方針が学位授与方針と整合性を有している。

基準6-3 教育課程の編成及び授業科目の内容が、学位授与方針及び教育課程方針に則して、体系的であり相応しい水準であること

【評価結果】 基準6-3を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

自己評価に代えた現況分析結果を含め、分析した結果、以下のとおりである。

すべての学部・研究科において、教育課程の編成が、体系的性を有しており、授業科目の内容が、授与する学位に相応しい水準となっている。

他の大学又は大学以外の教育施設等における学習、入学前の既修得単位等の単位認定においては、認定に関する規定を法令に従い学則等で定めている。

大学院課程のすべての研究科において、学位論文の作成等に係る指導に関し、指導教員を明確に定めるなどの指導体制を整備し、計画を策定した上で指導することとしている。

福井大学・奈良女子大学・岐阜聖徳学園大学連合教職開発研究科及び国際地域マネジメント研究科を設置しており、法令に則して、教育課程が編成されるとともに、教育課程連携協議会を運用している。

基準 6－4 学位授与方針及び教育課程方針に則して、適切な授業形態、学習指導法が採用されていること

【評価結果】 基準 6－4 を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

自己評価に代えた現況分析結果を含め、分析した結果、以下のとおりである。

大学として、1年間の授業を行う期間が原則として 35 週にわたるものとなっており、各学部・研究科において、各科目の授業期間が原則として 15 週にわたるものとなっている。

すべての学部・研究科の授業科目において、適切な授業形態、学習指導法が採用され、授業の方法及び内容が学生に対してシラバスによって明示されている。

すべての学部・研究科において、教育上主要と認める授業科目は、原則として専任の教授・准教授が担当している。なお、共通教育部、工学研究科及び国際地域マネジメント研究科における状況は、別紙様式 6－4－4 のとおりである。

福井大学・奈良女子大学・岐阜聖徳学園大学連合教職開発研究科及び国際地域マネジメント研究科を設置しており、履修登録の上限設定の制度（CAP 制度）を適切に設けている。

教職大学院を設置しており、連携協力校を確保している。

基準 6－5 学位授与方針に則して、適切な履修指導、支援が行われていること

【評価結果】 基準 6－5 を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

自己評価に代えた現況分析結果を含め、分析した結果、以下のとおりである。

すべての学部・研究科において、次のとおり履修指導、支援を行っている。

学生のニーズに応え得る履修指導の体制を組織として整備し、指導、助言が行われている。

学生のニーズに応え得る学習相談の体制を整備し、助言、支援が行われている。

社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組を実施している。

障害のある学生、留学生、その他履修上特別な支援を要する学生に対する学習支援を行う体制を整えている。

なお、共通教育部、工学研究科、国際地域マネジメント研究科における状況は、別紙様式 6－5－1、6－5－2、6－5－3、6－5－4 のとおりである。

基準 6－6 教育課程方針に則して、公正な成績評価が厳格かつ客観的に実施されていること

【評価結果】 基準 6－6 を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

自己評価に代えた現況分析結果を含め、分析した結果、以下のとおりである。

成績評価基準を学位授与方針及び教育課程方針に則して定められている学習成果の評価の方針と整合性をもって、大学として策定し、学生に周知している。

すべての学部・研究科において、成績評価基準に則り各授業科目の成績評価や単位認定が厳格かつ客観的に行われていることについて、組織的に確認している。

すべての学部・研究科において、成績に対する異議申立て制度を組織的に設けている。

なお、自己評価書提出時点では、異議申立てが事務窓口から学部長等に渡ってからの検討・対処等の体制・手順が規程において定められていなかったが、令和4年11月までに福井大学における成績評価異議申立てに関する要項を改正し定めている。

基準6-7 大学等の目的及び学位授与方針に則して、公正な卒業（修了）判定が実施されていること

【評価結果】 基準6-7を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

自己評価に代えた現況分析結果を含め、分析した結果、以下のとおりである。

すべての学部・研究科において、大学等の目的及び学位授与方針に則して、卒業（修了）要件を組織的に策定し、学生に周知している。

大学院教育課程の各研究科においては、学位論文評価基準を組織として策定し、学生に周知している。

すべての学部・研究科における卒業（修了）の認定を、策定した要件に則して組織的に実施している。

基準6-8 大学等の目的及び学位授与方針に則して、適切な学習成果が得られていること

【評価結果】 基準6-8を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

自己評価に代えた現況分析結果を含め、分析した結果、以下のとおりである。

過去5年における標準修業年限内の卒業（修了）率及び「標準修業年限×1.5」年内卒業（修了）率は、別紙様式6-8-1のとおり、工学研究科（博士前期課程）における資格の取得状況は、根拠資料6-8-1-01_(08)のとおり、就職及び進学の様子は、別紙様式6-8-2のとおりであり、すべての学部・研究科について、大学等の目的及び学位授与方針に則して適正な状況にある。

各学部・研究科等について、卒業（修了）時の学生、卒業（修了）後一定期間の就業経験等を経た卒業（修了）生、就職先等からの意見聴取の結果によれば、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られている。